



RI 第 2 6 1 0 地区

東となみロータリークラブ会報

2015-2016 年度 No.11

事務局(新) 〒939-1652 富山県南砺市福光新町 56

TEL 0763-55-6125 F A X 0763-55-6147

h.tonamirc@gmail.com

2015—2016 年度 会長 浅田裕二、幹事 中島眞市

2015-2016 年度 RI テーマ



例 会 記 録

第 1 7 8 3 回例会

平成 27 年 9 月 16 日(水) よいとこ井波

1. 点 鐘 会長
2. ソング：四つのテスト



3. 会長の時間：菊野さんようこそ。45 年皆出席の西川さん、素晴らしいですネ、ようこそ。先日の北関東水害の常総市に弟がおり、被災しました。川の堤防が決壊し、床上 1m 浸水したそうです。この連休に行ってきます。行方不明者も避難して無事でよかったです、県と市の情報の管理不足が問題になっています。
4. 卓話ゲスト：菊野一裕氏（公認会計士）
5. ビジター：西川雄策君（南砺 RC）
6. 幹事報告：①10 月 24・25 日開催の地区大会 RI 会長代理が決定：康 義勝（PDG KANPO キャンポ）第 3480 地区パストガバナー(台湾)。康寥貴華(Grace グレイス) 令夫人。康 PG は医師。②9 月 21 日第 53 回越中一宮高瀬神社奉納剣道大会に、浅田会長代理で中島幹事が出席。③近隣クラブの例会変更については、事務局に確認を。



7. 委員会報告：①親睦委員会（桧原委員長）：先週の続きで、「花嫁のれん号」は当日運休のため、今回の秋の親睦家族旅行は、10 月 21 日（水）「福井永平寺と恐竜博物館」となりますので、出欠をとります。
8. 出席委員会（代理）：20 名中 16 名出席（80%）
9. ニコニコBOX(SAA：本日 6 名)
浅田会長：ゲストの菊野さん卓話有難うございます。時を得たお話期待します。西川さん、45 年皆出席、これからも続けて下さい。
中島幹事：菊野様ようこそ。西川様ようこそ。
坂井会員：早退失礼。
山本武夫会員：菊野さんようこそ。中学野球部の 1 年先輩です。優しい頼りがいのある先輩でした。
宮窪会員：先週欠席。先週 9 日日本一会のメンバーと東京虎ノ門ヒルズにある、オリンピック組織委員会に行ってきました。行燈文化 PR と私達の夢に向かって今後も頑張ります。
岩崎 SAA：菊野先生感謝（本日卓話当番）。西川さんようこそ。



卓話「マイナンバー制度について」

菊野一裕氏（公認会計士）

岩崎会員（紹介者）：菊野一裕さんは、井波の岩屋交差点から少し山寄りの所で開業されておられる公認会計士さんです。今日は私の卓話当番でしたが、今始まろうとしている「マイナンバー」について、卓話を依頼しました。

菊野氏：いよいよスタートする「マイナンバー制度」について、お話します。この法律の名前は『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律』という長いもので、2013年に成立、2016年1月に利用が開始されます。それに先立ち、この10月から、まず通知カードが各個人(各所帯別)に届きます。これは、その人のマイナンバー(12ケタ)を知らせる紙のカードで、個人はこの通知カードと引き換えに、2016年1月以降、役所で、正規の個人番号カードを受け取ります。このカードは顔写真付きで、氏名・性別・住所・生年月日の個人情報に記載されており、本人確認書類としても利用できます。

マイナンバーの導入目的は、当初は「社会保障」「税」「災害対策」の3分野に限定。

また、法人にも法人番号(13ケタ)が通知されます。企業はもちろんのこと、個人事業主でもパートやアルバイトを含む従業員を1人でも雇用していたらマイナンバーへの対応が必要です。年が明けてから慌てないように、なるべく早くから準備を進めておきたいものです。

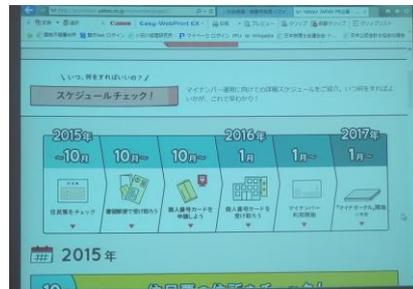
そこで、個人事業主などの民間事業者の役割を整理すると、「社会保障」と「税」について対応が求められます。具体的に「社会保障」については、雇用保険・健康保険・厚生年金の手続きで従業員のマイナンバーが必要になります。ハローワークに提出する被保険者資格取得届や被保険者資格喪失届などに、2016年1月から、マイナンバーの記載が必要になります。

また、健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)では、

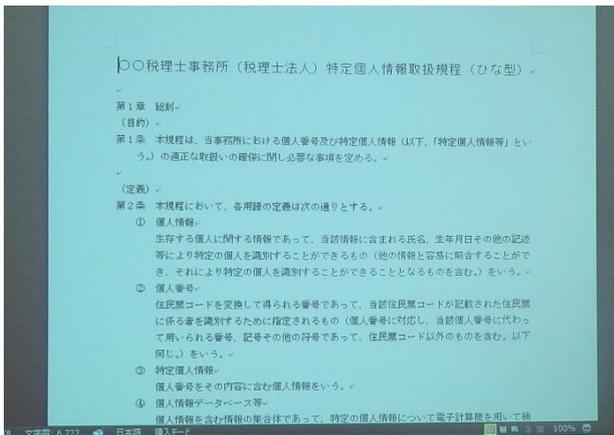
健康保険組合や日本年金機構に提出する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届や喪失届、健康保険被扶養者(異動)届などに、従業員本人と被扶養者などのマイナンバーが必要です。こちらは1年遅れの2017年1月提出分からです。

一方、「税」の分野では、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書といった源泉所得税関連の書類に、2016年1月1日提出分から従業員などのマイナンバーと法人番号う記載する必要があるほか、各種法定調書にも同様にマイナンバーと法人番号の記載がひつようになります。

法定調書には、給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、不動産の使用料等の支払調書など数が多いので、自社が提出すべき調書を確認しておきたいものです。また、年末年始に雇う短期アルバイトへの報酬、講演・原稿作成などの外部有識者などに支払う報酬、3月の退職、4月の新規採用、中途退職などがある場合は早期にマイナンバーが必要になることに留意してほしいです。



このためには民間事業者は事前準備が必要です。**従業員のマイナンバーは、10月から収集を始めた方がベター**です。収集にあたっては、その利用目的を明示するひつようがあります。全従業員に配られる社内通信や連絡事項を掲示する掲示板などを使って「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」などと具体的に利用目的を記載します。次に、マイナンバーを取得する時は、厳格な本人確認が必要です。「なりすまし」を防止するために、個人番号カードは写真があるのでOKですが、通知カードの場合は、運転免許証や写真付き住基カードなど写真付きの本人確認書類が必要です。講演や執筆の報酬を払う場合、その講師などのマイナンバーを取得する必要もあります。

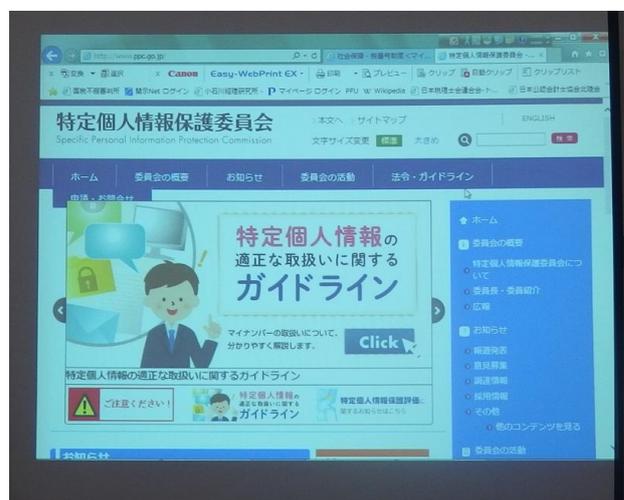
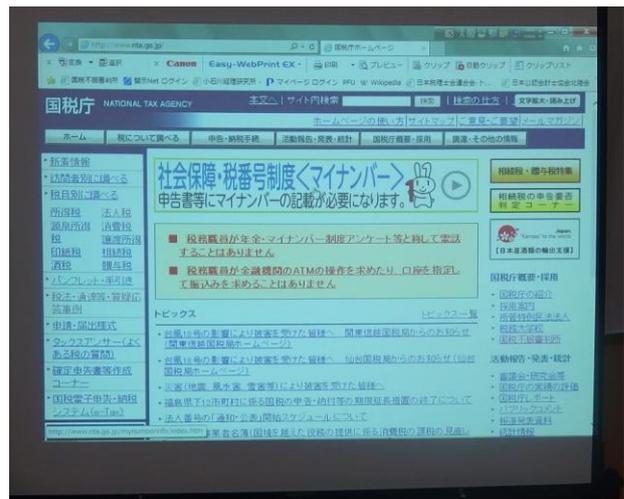


最後に、マイナンバーの漏えいを防ぐための安全管理措置について。従業員 100 人以下の中小規模事業者は、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」で、「**特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定**することが重要」とされています。基本方針は、事業所の名称、関係法令、ガイドラインの遵守、安全管理措置に関する事項、質問・苦情処理の窓口を記載したものです(参考に皆さんに資料をお渡ししますから、この事業所名をなおして作成されたら良いでしょう：菊野氏より)。また、マイナンバーに関する責任者と事務担当者の明確化、マイナンバーを含む特定個人情報などの取り扱い状況がわかる記録の保存(業務日誌)、情報漏洩事案の発生に備えた報告連絡体制の確認、従業員に対するマイナンバー制度の周知徹底、などが必要です。

物理的・技術的な安全管理措置としては、例えば、マイナンバーを記載した書類はカギ付きの机や棚に保管、パソコン上で保存する場合はウイルス対策ソフトを導入、情報アクセスにはパスワードを設定などが挙げられます。

罰則規定もあり、故意に漏えいしたり、不正に盗用したりすれば、懲役または罰金が課せられます。常識的な対応を踏む必要があります。詳しい情報は、内閣府 HP や国税局 HP からアクセスし、特定個人情報保護委員会 HP を見て頂くと分かりやすいです。

【この卓話記録は、菊野公認会計士さんの卓話と、HP からの情報、日本生命「経営情報 Vol.520」の安田信彦税理士の文章を引用いたしました】



(本日会報担当：山本武夫、写真担当：松原)